

津市空き家情報バンク実施要綱

平成29年7月7日訓第70号

津市空き家情報バンク実施要綱（平成20年津市訓第67号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、本市の区域内における空き家の有効活用を通して地域の活性化を図るため、空き家情報バンクに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人の居住又は店舗としての使用を目的として建築され、現在居住又は使用していない（近い将来居住又は使用しなくなる予定のものを含む。）本市の区域内に存在する建物及びその敷地であって、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等を除くものをいう。
- (2) 空き家情報バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し当該情報を提供する制度をいう。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

（適用上の注意）

第3条 この要綱は、空き家情報バンク以外の方法による空き家の取引を妨げるものではない。

（空き家の登録申込み等）

第4条 空き家情報バンクに空き家に関する情報を登録することを希望する所有者等（以下「登録申込者」という。）は、空き家情報バンク登録申込書（第1号様式）及び空き家情報バンク登録カード（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による提出があった場合において、その内容を確認の上、適切であると認めるときは、空き家情報バンクに登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録（以下「物件登録」という。）をしたとき

は、空き家情報バンク登録完了書（第3号様式）により登録申込者に通知するものとする。

4 市長は、登録申込者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であるときは、物件登録をしないものとする。

5 市長は、物件登録をしていない空き家であって、物件登録をすることが適当と認められるものがあるときは、その所有者等に対して当該空き家について物件登録を勧めることができる。

（物件登録に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた登録申込者（以下「空き家登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、空き家情報バンク登録変更届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

（物件登録の取消し）

第6条 空き家登録者は、物件登録をした空き家について、物件登録の取消しを希望するとき、又は所有者等に変更があったときは、空き家情報バンク取消届（第5号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、物件登録をした空き家について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該物件登録を取り消すものとする。

(1) 空き家情報バンク取消届の提出があったとき。

(2) 物件登録後3年が経過したとき。

(3) 物件登録をした空き家について売買契約又は賃貸借契約が締結されたとき。

(4) その他市長が物件登録を適当でないとするとき。

3 市長は、前項の規定により物件登録を取り消したときは、空き家情報バンク登録取消通知書（第6号様式）により空き家登録者に通知するものとする。

（情報提供）

第7条 市長は、物件登録をした空き家に関する情報（以下「物件情報」という。）のうち、次に掲げるものを必要に応じて公開するとともに、利用希望者に当該情報を提供するものとする。

(1) 物件番号

(2) 売却又は賃貸の別

- (3) 所在地（字及び地番を除く。）
- (4) 希望売却価格若しくは賃料又はその両方
- (5) 物件の概要
- (6) 主要施設等までの距離
- (7) 位置図
- (8) 配置図及び間取り図
- (9) 外観及び内部の現況写真
- (10) 特記事項

（利用登録）

第8条 利用希望者は、物件情報のうち、前条各号に掲げるもの以外の情報について提供を受けようとするときは、空き家情報バンク利用登録申込書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合において、その内容を確認の上、利用希望者が暴力団員等でないと認めるときは、空き家情報バンクに登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録（以下「利用登録」という。）をしたときは、空き家情報バンク利用登録完了書（第8号様式）により利用希望者に通知するものとする。

（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第9条 前条第3項の規定による通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、空き家情報バンク利用登録変更届（第9号様式）により市長に届け出なければならない。

（利用登録の取消し）

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録者に係る利用登録を取り消すとともに、空き家情報バンク利用登録取消通知書（第10号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 利用登録の内容に虚偽があったとき。
- (2) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 空き家情報バンク利用登録の取消しの申出があったとき。
- (4) 利用登録後3年を経過したとき。
- (5) その他市長が利用登録を適当でないと認めるとき。

（利用交渉の申込み等）

第 1 1 条 空き家情報バンクを利用し、空き家の利用交渉をしようとする利用登録者は、空き家情報バンク利用申込書（第 1 1 号様式）及び誓約書（第 1 2 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合において、利用登録者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該空き家の空き家登録者（空き家登録者の代理人又は仲介を行う者を含む。以下この条及び次条において同じ。）へその旨を通知するものとする。

(1) 空き家に定住し、若しくは定期的に滞在し、又は店舗として定期的に使用する者

(2) 地域住民と協調し、良好な関係を築くことができる者

3 前項の規定による通知を受けた空き家登録者は、当該空き家の売買及び賃貸借について遅滞なく利用登録者と交渉を行い、当該利用登録者に対し、その契約の可否を回答しなければならない。

4 前項の規定による回答をした空き家登録者は、空き家情報バンク交渉結果報告書（第 1 3 号様式）により市長に報告しなければならない。

（空き家登録者と利用登録者の交渉等）

第 1 2 条 市長は、空き家登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

（委任）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この訓は、平成 2 9 年 7 月 1 1 日から施行する。

2 この訓の施行の際現に改正前の津市空き家情報バンク実施要綱第 4 条第 2 項の規定により空き家情報バンク登録カードが空き家情報バンク空き家登録台帳に登録されている空き家については、改正後の津市空き家情報バンク実施要綱第 4 条第 2 項の規定により物件登録がされた空き家とみなす。

第1号様式（第4条関係）

空き家情報バンク登録申込書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申込者 氏 名 ㊟

電 話

津市空き家情報バンク実施要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり空き家情報バンクへ登録を申し込みます。

- 1 契約交渉について、(1) 直接交渉 (2) 間接交渉 を選択します。

※(1) 直接交渉 契約交渉に関わる全てについて、私と利用登録者の両者間で、責任をもって行います。

※(2) 間接交渉 契約交渉に関わる全てについて、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会三重県本部へ仲介を依頼します。併せて、同法人へ情報を提供することを承諾いたします。

- 2 空き家情報バンクに登録される私の個人情報について、空き家情報バンク利用登録者へ提供することに同意します。

- 3 私は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

注(1) 本市は、空き家の売買又は賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為はいたしません。

また、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いします。

- (2) この個人情報は、利用登録者への提供のほか、本事業の目的以外に利用いたしません。

第3号様式(第4条関係)

空き家情報バンク登録完了書

(記 号 番 号)

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

年 月 日付けで申込みのあった空き家については、次のとおり登録を完了したので通知します。

1 物件番号

2 登録内容

空き家情報バンク登録カード記載のとおり

3 注意事項

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに空き家情報バンク登録変更届(第4号様式)を提出してください。

第6号様式（第6条関係）

空き家情報バンク登録取消通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 

年 月 日付けで空き家情報バンクに物件登録をした空き家について、次のとおり登録を取り消したので通知します。

1 物件番号

2 取消理由

3 備 考

第7号様式（第8条関係）

空き家情報バンク利用登録申込書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申込者 氏 名 ⑩

電 話

空き家情報バンクを利用したいので、津市空き家情報バンク実施要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

年 齢	歳
利用区分	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> どちらでも可
利用目的	<input type="checkbox"/> 定住 <input type="checkbox"/> 別荘 <input type="checkbox"/> 店舗（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
利用人数	人
希望地域	

私は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

注意事項

この個人情報は、空き家登録者への提供のほか、本事業の目的以外に利用いたしません。

第8号様式（第8条関係）

空き家情報バンク利用登録完了書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申込みのあった空き家情報バンクの利用については、次のとおり利用登録を完了したので通知します。

1 利用登録番号

2 登録期限 年 月 日

3 注意事項 津市空き家情報バンク実施要綱第10条各号に該当する場合は、利用登録を取り消します。

第10号様式（第10条関係）

空き家情報バンク利用登録取消通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで空き家情報バンクに利用登録をした利用登録者について、次のとおり登録を取り消したので通知します。

1 利用登録番号

2 取消理由 津市空き家情報バンク実施要綱第10条第 号に該当するため。

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

空き家情報バンク利用申込書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 _____ ）

住 所

申込者 氏 名 ㊟

電 話

津市空き家情報バンク実施要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

1 利用登録番号

2 希望物件番号

3 利用区分 購入 ・ 賃借 ・ どちらでも可

4 利用人数 人

5 その他

第12号様式（第11条関係）

誓 約 書

（宛先）津市長

私は、空き家情報バンクの利用申込みに当たり、津市空き家情報バンク実施要綱に定める制度の趣旨等を理解した上で申込みを行います。

また、申込書記載事項に偽りはなく、利用申込みに係る私の個人情報について、空き家登録者へ提供することに同意します。

なお、空き家情報バンクの利用を通じて得られた情報については、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

今後、空き家を利用することとなったときは、空き家に定住し、若しくは定期的に滞在し、又は店舗として定期的に使用するとともに、津市の生活文化、自然環境等への理解を深め、地域の一員としての自覚を持ち、地域住民と協調し、良好な関係を築くことをここに誓約いたします。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

